令和７年度

固定資産税（償却資産）申告の手引

平素より宇佐市税務行政にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、固定資産税は土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年１月１日（賦課期日）現在に所有している資産について申告していただく必要があります。（地方税法第 383 条）

つきましては、申告書を作成のうえ毎年 1 月末日までに申告していただきますようお願い申し上げます。

申告期限：令和７年１月３１日

申告期限間近になりますと市役所の窓口が大変混雑しますので、１月１７日（金）頃までに提出してくださるようお願いいたします。**（郵送可）**

1．償却資産の申告について

●申告していただく方

個人・法人を問わず、飲食店や工場の経営、農業、漁業、不動産業など事業を行っているすべての方が対象となります。

●申告内容及び提出書類

①はじめて申告される方

対象となる資産	１月１日現在、宇佐市内に所有する対象資産すべてを申告してください。
提出する書類	①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産・全資産用）
その他	該当資産が僅少の場合も申告書は必ず提出してください。 所有する償却資産がない場合は、備考欄に「該当資産なし」と記入して申告書のみを提出してください。

②前年度申告された方

対象となる資産	前年１月２日から本年１月１日の間に増加・減少した資産。 上記以前に取得した資産で、申告漏れ等のあった資産。
提出する書類	①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産・全資産用）→増加資産ありの場合 ③種類別明細書（減少資産用）→減少資産ありの場合 ※種類別明細書（減少資産用）については同封しておりません。
その他	前年中に資産の移動がなかった場合でも、申告書の備考欄に「資産の増減なし」と記入し、申告書は必ず提出してください。 また、事業所の解散、廃業、社名・住所変更等をされた場合は、申告書の備考欄にその旨を記入し提出してください。

●提出先

直接窓口にご持参されるか郵送でご提出していただき、申告書の控えが必要な方は、提出前に申告書をコピーしてください。また、郵送で提出される方で申告書控えに受領印を押したものが必要な方は、必ず申告書控えと返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

〒879-0492

大分県宇佐市大字上田 1030 番地の１

宇佐市役所　税務課　資産税係　宛　　℡0978-27-8128（直通）

※代理人が申告書を提出する場合は下記資料の添付が必要となります

①本人のマイナンバー資料の写し（本人の個人番号カード・本人の通知カード・本人の住民票（個人番号記載）の写し　など）

②代理権確認書類（税務代理権限証書・委任状　など）

③代理人の身元確認書類（代理人の運転免許証・代理人の税理士証・社員証　など）

●eLTAX（エルタックス）による電子申告について

地方税ポータルシステム（eLTAX（エルタックス））を利用し、ご自宅やオフィスなどからインターネットでの申告ができます。

詳しいサービス・利用方法は、eLTAX ホームページをご覧いただくか、eLTAX ヘルプデスクにお問い合わせください。

eLTAX ホームページ　https://www.eltax.lta.go.jp/
電話　0570-081459　（繋がらない場合　03-5521-0019）
受付　月～金（土日祝日祭日、年末年始は除く）９：00～17：00

2. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます。）をいいます（地方税法第 341 条第 4 号 < 固定資産税に関する用語の意義 >）。

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

※7ページに事業種別申告資産例をつけていますのでご参照ください。

種類コード	資産の種類	固定資産税における償却資産の例示
01	構築物	舗装路面、広告塔、門・塀、井戸、庭園、駐車設備、発電設備、テナント内部造作、ビニールハウス、フェンスなど ※家屋として評価されていない建物（プレハブ、畜舎・鶏舎など）も構築物となります。
02	機械及び装置	工作木工機械、農業用機械、土木機械、電気機械、建設機械、印刷機械、食品加工製造機械、太陽光発電設備など
03	船舶	ボート、漁船、貨物船など
04	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
05	車両及び運搬具	大型特殊自動車（ロードローラー、ショベルローダー、フォークリフトなど分類番号が 0、00～09、000 から 099、9、90～99、900～999 の車両）、各種運搬具など ※自動車税、軽自動車税の対象となるものは除きます。
06	工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、複写機、パソコン、電話設備、エアコン、陳列ケース、テレビ、楽器、漁具、陳列ケース、自動販売機、理美容機器、医療用機器、工事用測定機器、看板、監視カメラなど

道路運送車両法施行規則　別表第１（大型特殊自動車説明用に加工済）

<table>
<tr><th colspan="4" rowspan="2">自動車の構造及び原動機</th><th colspan="3">自動車の大きさ</th><th rowspan="2">自動車の種別</th><th rowspan="2">償却資産</th></tr>
<tr><th>長さ</th><th>幅</th><th>高さ</th></tr>
<tr><td rowspan="4">一</td><td rowspan="3">イ</td><td rowspan="3">ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、スクレーパ、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、ホイールハンマ、ダンパ、ホイールブレーカ、フォークリフト、フォークローダ、ホイールクレーン、ストラルドキャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</td><td>左に掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15㎞/時以下のもの</td><td rowspan="3">4.70m以下</td><td rowspan="3">1.70m以下</td><td rowspan="3">2.80m以下</td><td>小型特殊自動車</td><td>対象外（※1）</td></tr>
<tr><td>左に掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当するもののうち最高速度15㎞/時を超えるもの</td><td rowspan="2">大型特殊自動車</td><td rowspan="2">対象</td></tr>
<tr><td>左に掲げる自動車であって、自動車の大きさが右欄に該当しないもの</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ロ</td><td rowspan="2">農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植え機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車</td><td>左に掲げる自動車であって、最高速度35㎞/時未満のもの</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">－</td><td rowspan="2">－</td><td>小型特殊自動車</td><td>対象外（※1）</td></tr>
<tr><td>左に掲げる自動車であって、最高速度35㎞/時以上のもの</td><td>大型特殊自動車</td><td>対象</td></tr>
<tr><td>二</td><td colspan="5">ポールトレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</td><td>大型特殊自動車</td><td>対象</td></tr>
</table>

※上表イに該当する自動車は、最高速度 15 ㎞/時、長さ 4.7m、幅 1.7m、高さ 2.8mの条件を１つでも超えると大型特殊自動車となり償却資産の対象です。上表ロに該当する自動車の場合は、大きさは問わず最高速度 35 ㎞/時以上であれば大型特殊自動車となり償却資産の対象です。農耕作業用トレーラについては、農耕作業用自動車に指定されたためロに該当する自動車になりました。

※１　小型特殊自動車は軽自動車税の対象となり、別途軽自動車税の申告が必要です。詳しくは市税係（0978-27-8129）にお問合せください。

3. 申告対象となる資産について

１月１日現在において、事業の用に供することができる資産が対象です。また次に挙げる資産も申告が必要になります。

① 償却済資産（減価償却が終わり帳簿上残存価格のみ計上されている資産。）
② 決算期以降に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産
③ 企業会計上建設仮勘定で経理されている資産のうち資産の一部又は全部が１月１日現在において事業の用に供することができる資産及び簿外資産
④ 赤字決算のために減価償却を行っていないものであっても、本来減価償却が可能な資産
⑤ 遊休資産（稼働を休止しているが利用可能な資産）
⑥ 未稼働資産（すでに完成または据付済みであるが、未だ稼働していない資産）
⑦ 改良費（機械等の修理、改良の費用で資本的支出に該当するものは新たな資産の取得とみなし、

本体とは区別して取り扱います。）

⑧　社宅、宿舎用の資産、福利厚生用の資産（家屋を除く）

⑨　資産の所有者が他の事業者に貸し付けている資産

⑩　割賦販売による購入または、ファイナンスリース契約（契約終了後は借主に所有権が移転する）をしている資産

⑪　清算中の法人で自ら生産事務に供している資産及び他の事業者に事業用として貸し付けている資産

⑫　租税特別措置法の規定を利用し、即時償却等をしている資産

4. 申告の対象とならない資産

①　自動車税が課される自動車並びに軽自動車税が課される原動機付自転車、軽自動車小型特殊自動車並びに二輪の小型自動車

②　生物（ただし、観賞用・興行用及びこれらに準ずる用に供するものは申告の対象となります。）

③　無形減価償却資産（鉱業権、漁業権、特許権、営業権など。）

④　書画骨とう（ただし、複製のようなもので、単に装飾的目的のみ使用されるものは申告の対象となります。）

⑤　劣化資産（冷媒、触媒、熱媒など。）

⑥　繰延資産（創業費、開発費など。）

⑦　棚卸資産（ただし、事業の用に供することができ、本来は減価償却資産として経理されるべきものは、償却資産として申告してください。）

⑧　電話加入権

⑨　地方税法第 341 条第 4 号及び地方税法施行令第 49 条の規定により、下記①～③に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれます。

①取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの

②取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したもの

③地方税法施行令第 49 条ただし書による、法人税法第 64 条の 2 第 1 項また、所得税法第 67 条の 2 第 1 項に規定するリース資産のうち、取得価額が 20 万円未満のもの

※下記④、⑤に記載する資産については、固定資産税（償却資産）の申告対象となります。

④租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産

⑤少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

<table>
<tr><th>償却方法＼取得価格</th><th>10万円未満</th><th>10万円以上
20万円未満</th><th>20万円以上
30万円未満</th><th>30万円以上</th></tr>
<tr><td>一時損金算入</td><td>申告対象外</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>3年一括償却</td><td colspan="2">申告対象外</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>リース資金
（ファイナンス・リース）</td><td colspan="2">申告対象外</td><td colspan="2">申告対象</td></tr>
<tr><td>中小企業特例</td><td colspan="3">申告対象</td><td></td></tr>
<tr><td>個別減価償却</td><td colspan="4">申告対象</td></tr>
</table>

5. 国税との主な相違点について

項目	国税の取り扱い （法人税・所得税）	地方税の取り扱い （固定資産税（償却資産））
償却計算の基準日	事業年度制度（決算期日）	賦課期日制度（1 月 1 日）
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度	原則として、固定資産評価基準に定める減価率によります。 ※8ページ「減価残存率表」参照
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却、割増償却 （租税特別措置法）	認められます	金額にかかわらず、認められません
増加償却 （所得税、法人税）	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額（1 円）	取得価格の 100 分の 5
改良費	原則区分評価	区分評価 （改良を加えた資産と改良費を区別して評価）

※圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価格を圧縮したものについては、圧縮前の取得価格を記入してください。

※法人税等の減価償却の方法は平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した資産については、定額法・定率法のいずれかを、平成 19 年 3 月 31 日までに取得した資産は旧定額法・旧定率法のいずれかを適用してもよいとされていますが、固定資産税では取替資産等を除きすべて旧定率法で評価し、取得価額の5%が最低限度額となります。

6. 税率・免税点等について

納税義務者	1 月 1 日現在における償却資産の所有者をいいます。また、償却資産を賃貸している方も含まれます。
評価の仕組み	取得価額をもとに、一品ずつ償却資産の取得後の経過年数に応じる価額の減少（減価）を考慮して求めます。 前年中に取得した資産…取得価格×（1－r／2） 前年前に取得した資産…前年度評価額×（1－r） ※r …耐用年数に応ずる減価率 ただし、最低限度額を下回る場合は最低限度額が評価額となります。
課税標準額	毎年1月1日現在の各償却資産の評価額を合算した額（決定価格）が課税標準額（1,000 円未満切り捨て）となります。課税標準の特例の適用を受ける資

	産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。
税率及び税額	税率　1.4％ 課税標準額（1,000 円未満切り捨て）×1.4％＝税額（100 円未満切捨て）
免税点	課税標準額（全資産の合計額）が 150 万円未満の場合は、課税されません。 ただし、免税点未満と判断される場合も必ず申告してください。
納期	納期は年４回（５月・７月・９月・12 月）です。

7. 家屋と償却資産の区分

建築設備のなかで、「家屋に取り付けられ家屋と構造上一体となっているもの」は原則として家屋に含めて取り扱いますが、次のような設備は経理区分にかかわらず償却資産に該当しますので、漏れのないよう申告してください。

※家屋とは一般的に屋根及び周壁又はこれに類するものが存在し、土地に定着性がある構築物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものです。

「家屋に含めるもの」であっても、特定の生産又は事業の用に供する設備は償却資産の申告の対象となります。家屋の附帯設備のうち、家屋の所有者以外のテナント等がその事業の用に供するために取り付けたものは、下記の区分に係らず家屋に属する部分も含めて償却資産の申告の対象となります。

設備区分	償却資産として取り扱うもの	家屋に含めるもの （家屋と一体となっている）
電気設備	屋外配線、受変電設備、工業用変送電設備、動力配電設備、太陽光発電設備、蓄電池、LAN 設備一式、ネオンサイン、屋外照明設備など	屋内配線、屋内配管設備、スイッチ及びコンセント、火災報知設備、避雷設備、屋内照明設備など
空調設備	独立煙突及び煙道、ルームクーラー、パッケージ･エアーコンディショナー（冷却塔及びダクト付きのものを除く）、扇風機・工業用送風装置など	家屋と一体の各種冷暖房設備、ダクト設備など
給排水設備	井戸、屋外給排水設備、独立浄化槽、工業用水道など	ポンプ、配管、屋内排水管配管、貯湯槽
給湯設備	湯沸器、客書給湯器、局所式のボイラー付属器など	
ガス設備	屋外供給本管、メーター、各種ガス器具など	屋内支管、排水筒、
消火設備	ホース、ノズル、各種消火器など	スプリンクラー設備、消火栓設備など
運搬設備	垂直搬送機、ベルトコンベアーなど	エレベーター、エスカレーター
サービス設備	厨房設備（造り付け家具を除く）、洗濯設備など	システムキッチン（造り付け）

業種ごとの主な対象資産例

業種	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、内装（テナントの場合）・内部造作等、路面舗装、駐車場設備、レジスター、簡易間仕切、看板（広告塔、袖看板、ネオンサイン）、ＬＡＮ設備、等
共通	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、受変電設備等
製造業	各種製版機及び印刷機、断裁機等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の課税対象となるべきものを除く）、大型特殊自動車等
農業・林業・漁業	ビニールハウス、畜舎、ネット、農業用機械、精米機、トラクター・田植機など農業用作業車（小型特殊自動車以外）、ボイラー及びポンプ、動力伐採機、ブルドーザー、パワーショベル、自動穴掘機、漁船、冷凍・冷蔵装置等
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台（島工事）、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備等
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト（軽自動車税の課税対象となるべきものを除く）、大型特殊自動車等
小売業	陳列棚・陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）等
理容　・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール等
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等）等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
不動産貸付業ほか	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
駐車場業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、立体駐車場の機械部分、舗装路面等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
ホテル　・旅館業	客室設備（ベッド、家具、テレビ等）、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備等
電気供給業 （再生可能ｴﾈﾙｷﾞｰ発電）	太陽光パネル、風車、地熱・バイオマス発電設備、架台（レール）、パワーコンディショナー、表示ユニット等

耐用年数に応ずる減価残存率表（旧定率法）

耐用年数	残存率（前年前取得）	残存率（前年中取得）	耐用年数	残存率（前年前取得）	残存率（前年中取得）	耐用年数	残存率（前年前取得）	残存率（前年中取得）
			11	0.811	0.905	21	0.896	0.948
2	0.316	0.658	12	0.825	0.912	22	0.901	0.950
3	0.464	0.732	13	0.833	0.919	23	0.905	0.952
4	0.562	0.781	14	0.848	0.924	24	0.908	0.954
5	0.631	0.815	15	0.858	0.929	25	0.912	0.956
6	0.681	0.840	16	0.866	0.933	26	0.915	0.957
7	0.720	0.860	17	0.873	0.936	27	0.918	0.959
8	0.750	0.875	18	0.880	0.940	28	0.921	0.960
9	0.774	0.887	19	0.886	0.943	29	0.924	0.962
10	0.794	0.897	20	0.891	0.945	30	0.926	0.963

※平成 20 年度税制改正における「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（耐用年数省令）の一部改正により耐用年数が大幅に変更されました。

固定資産税（償却資産）においては平成２１年度から改正後の耐用年数に基づき申告していただくことになります。評価額については資産の取得当初から耐用年数を修正する場合と異なり、平成 21 年度から改正後の耐用年数に応じた減価残存率を適用し、計算を行うことになりますのでご注意ください。

また、申告すべき資産の適切な耐用年数に関するお問い合わせは税務署へお問い合わせください。